

加算の算定について

■厚生労働省が定める基準に則り、当院では下記診療報酬項目に関して加算算定させて頂いております。

●機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診 状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
 - ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
 - ・介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
 - ・夜間・休日 等の緊急時の対応 方法について情報提供いたします。
- かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は以下で検索できます。

【医療情報ネット（ナビイ）】

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

休日夜間対応医療機関をお電話で確認できます。

0570-000692

●在宅医療情報連携加算

他の医療施設、介護サービス事業者と連携しています。

患者さまの状況に応じて、下記医療・介護施設と、きめ細やかな連携体制をとっています。患者さま同意の上、連携する施設間において ICT ツールで患者さまの診療情報等を共有しています。

●明細書発行体制

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合に、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

・当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

●医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認等システムを行う体制を有しております。マイナ保険証の利用や問診票を通じて、患者様の診療情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

●医療 DX 推進体制整備加算

オンライン資格確認等システムによって得た医療情報等を活用して診療を実施しております。

マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

今後、電子処方箋の導入や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。

●時間外対応加算 1

当院では、継続的に受診している患者様からの診療時間外の電話による問い合わせに対し、常時対応できる体制を有しています。診療時間外は病院の電話を、担当医の携帯電話に転送します。診療時間外の緊急時の対応方法等に関しては、院内掲示を参照いただき、資料を持ち帰ることができます。

時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

緊急時連絡先 045-530-0769